

需要対応生産支援手続きの流れ、チェックシート

高収益作物とは…野菜(青果用甘しょ含む)、花き、果樹、茶
 利用権とは…農業委員会、農地中間管理機構を通じた賃貸借契約(農地台帳に記載のあるもの)

1. 交付対象となるかを確認してください。

<input type="checkbox"/>	令和2年2月から4月までに高収益作物の出荷。販売がありますか？(要販売伝票)
<input type="checkbox"/>	収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入済または加入を検討しますか？
<input type="checkbox"/>	令和3年3月までに以下に定める取組を2つ以上できますか？
<input type="checkbox"/>	令和3年3月までに高収益作物を作付面積を減らさず収穫または作付しますか？ (茶については令和3年の1番茶を収穫しますか？、果樹については次期の収穫をしますか？)



2. 申請書等を提出してください。

令和2年7月20日(月)午後5時まで	
提出先:本庁産業振興課・支所産業建設課、JA大根占支所・JA田代支所	
<input type="checkbox"/>	交付金申請書(別紙様式第6-1号)に住所氏名等署名・押印しましたか？
<input type="checkbox"/>	取組計画書(別紙様式第6-2号)に記載、チェックをしましたか？ ※「5 誓約・同意事項」は必ずご確認ください。
<input type="checkbox"/>	参考様式1(取組実施者ごとの面積等整理表)に地番、面積、品目、取組を記載しましたか？ ※足りない場合はコピーして記入してください。 ※地番については役場・JAに地図を準備しますので、各自ご確認ください。
<input type="checkbox"/>	振込口座申出書に記載・押印しましたか？
<input type="checkbox"/>	添付書類は全てそろっていますか？
<input type="checkbox"/>	令和2年2月から4月までの販売伝票等原本(出荷先、出荷日、出荷数量のわかるもの)
<input type="checkbox"/>	農地台帳(農業委員会にて交付を受けてください。手数料1通200円)
<input type="checkbox"/>	振込口座通帳の写し



3. 現在、利用権設定がない地番については

速やかに(遅くとも令和3年2月まで)	
令和3年3月までに契約を締結し、農地台帳に記載された場合、交付の対象となります。	
①	農地法(農業委員会)による賃貸借契約の場合 2月の農業委員会定例会での承認が必要となりますので、2月10日までに必要書類をそろえて農業委員会へ提出することが必要です。
②	農地中間管理機構を通じた賃貸借契約の場合 県への提出期限があるため、12月28日までに必要書類をそろえて産業振興課または産業建設課へ提出することが必要です。



4. 受付後、地番ごとの確認票兼作業日誌を送付しますので、下記について使用してください。

作業・取組ごと記入、実績報告時に提出	
<input type="checkbox"/>	各地番での取組写真、作付写真撮影時に明示して撮影してください。
<input type="checkbox"/>	ほ場ごとに作業日誌を記載してください。
<input type="checkbox"/>	実績報告時に添付して提出してください。



(続 く)

5. 申請地番の変更がある場合は

速やかに

速やかに連絡してください。

面積の増加については、国の予算枠確保後は取り組みを実施しても対象とならない場合がありますので、申請時に良く確認してください。

6. 次期作に向けた取組を2つ以上実施してください。

令和2年3月まで

対象となる取組は次のとおりです。

取組類型	取組項目		導入面積の考え方
ア 生産流通コストの削減に資する取組	①	①機械化体系の導入	導入機械の利用面積
	②	②集出荷経費の削減に資する資材の導入	利用する品目の作付面積
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組	③	①品目・品種等の導入	作付面積
	④	②肥料・農薬等の導入	取組実施面積
	⑤	③かん水設備等の導入	取組実施面積
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	⑥	①土壌改良・排水対策の実施	取組実施面積
	⑦	②被害防止技術の導入	取組実施面積
エ 作業環境の改善に資する取組	⑧	①労働安全確保事項の実施	取組実施面積
		②農業機械へ安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入	取組実施面積
オ 事業継続計画の策定の取組		①事業継続計画の策定等	取組実施面積

※「エ」と「オ」を重複して取り組むことはできません。

※80万円と25万円の取り組みは「エ」、「オ」は対象となりませんので、ア～ウを選択してください。また、「イー③」の取り組みは必須です。

錦江町では「ウー①土壌改良・排水対策の実施」(石灰等の土壌改良剤の投入)および「エー①労働安全確保事項の実施」(安全講習会の受講)を推奨します。

7. 取り組みの実施について下記の内容を確認してください。

取り組みを行った日

- 面積や品目に合わせた量の資材などを購入し、領収書等は保管していますか？
※必要量より少ないと判断した場合、取組実施面積を減らす場合があります。(土壌診断等により必要な量が提示・説明できる場合を除く)
 - 適切な取り組みを実施し、取り組みが分かる写真(確認票も写っている)を地番ごとに撮影していますか？
 - ほ場ごとに作業日誌に必要事項を記載していますか？
- 必要に応じ、現地確認を実施します。

8. 作付を実施してください。

作付を行った日

- 取組面積と同程度の作付を行っていますか？
※作付面積が取組面積を大幅に下回っている場合、作付面積を対象面積とします。
 - 作付が分かる写真(確認票も写っている)を地番ごとに撮影していますか？
 - ほ場ごと作業日誌に必要事項を記載していますか？
- 必要に応じ、現地確認を実施します。



9. 実績報告書を提出してください。(様式等は後日郵送します)

作付完了後(最終期限は後日案内します)	
提出先: 本庁産業振興課・支所産業建設課、JA大根占支所・JA田代支所	
<input type="checkbox"/>	交付金実績報告書(別紙様式第8-1号)に住所氏名等署名・押印しましたか?
<input type="checkbox"/>	取組計画書(別紙様式第8-2号)に記載、チェックをしましたか?
<input type="checkbox"/>	参考様式1(個人ごとの面積等整理表)の記載に誤りはありませんか? ※申請書内容を記載していますので、誤りがある場合は申し出てください。
<input type="checkbox"/>	添付書類は全てそろっていますか? <input type="checkbox"/> 取組みに使用した資材等の領収書等原本(日付け、内容、数量の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 地番ごとに取組みが分かる写真(データ不可、印刷済のもの) <input type="checkbox"/> 地番ごとに作付を行ったことが分かる写真(データ不可、印刷済のもの) <input type="checkbox"/> 地番ごとの確認票兼作業日誌(必要事項を全て記載したもの)



10. 取組面積に応じた交付金を交付します。

令和3年3月31日まで	
実績報告書により確認できた取組面積に応じて確定した交付額を指定の口座へ振り込みます。	



11. 出荷した販売伝票を提出してください。

出荷後速やかに	
提出先: 本庁産業振興課・支所産業建設課、JA大根占支所・JA田代支所	
取組みを実施した品目の販売伝票等を提出してください。	



12. 令和3年度末の作付面積の調査を実施します。

令和4年1月から3月にかけて	
提出先: 本庁産業振興課・支所産業建設課	
本交付金が「令和3年末の作付面積が現況より増加していること」が成果目標となっているため、作付面積の調査を実施します。	

以下の事例が発生した場合、交付金の返還を求めます。

① 交付の要件を満たしていないことが確認された場合。
② 面積の虚偽申告等の不正等、悪質と思われる事例が確認された場合。
※自然災害等により取組みや作付ができなかった場合は返還の免除申し出ができますのでご連絡ください。

問い合わせ・提出先	
錦江町農業再生協議会事務局	
本庁 産業振興課生産振興チーム	TEL:0994-22-3036
支所 産業建設課経済建設チーム	TEL:0994-25-2511(内線533)
提出先は上記に加え	
鹿児島きもつき農業協同組合 大根占支所	TEL:0994-22-2531
鹿児島きもつき農業協同組合 田代支所	TEL:0994-25-2521